

第67回  
租 税 研 究 大 会  
ご 案 内



公益社団法人日本租税研究協会

# 第67回 租 税 研 究 大 会

(開催日程)

東京大会  
大阪大会

;平成27年9月16日(水)～17日(木)  
;平成27年10月6日(火)



西田会長

公益社団法人日本租税研究協会  
会長 西田 厚聰

例年、秋に開催しております租税研究大会は、当会創立以来今回で67回目を迎えることとなりました。

これもひとえに会員の皆様並びに関係各位の一方ならぬご支援・ご協力の賜物と心から厚くお礼申し上げます。

さて本年度は、東京大会を9月16日～17日に、大阪大会を10月6日に開催いたします。

ご多用中のところ、誠に恐縮でございますが、多数の皆様のご参席を賜りますようご案内申し上げます。



# 目 次

## 東京大会

第1日 9月16日（水曜日）

報告：財政再建と消費税増税

午前10時15分～11時45分 1頁

会長挨拶（株東芝 相談役

西田厚聰

午後1時30分～1時35分 2頁

討論会：税制改革を巡る現状と課題

午後1時40分～3時40分 2頁

第2日 9月17日（木曜日）

報告：法人税の課税ベースと消費課税

午前10時15分～11時45分 3頁

討論会：国際課税を巡る現状と課題

午後1時30分～3時30分 4頁

## 大阪大会

10月6日（火曜日）

報告：租税回避論の現代的課題

午前10時15分～11時45分 5頁

副会長挨拶 日本生命保険相互会社相談役

宇野郁夫

午後1時30分～1時35分 6頁

討論会：税制改革を巡る現状と課題

午後1時40分～3時40分 6頁

# 東京大会

第1日 平成27年9月16日（水曜日）

会場 日本工業倶楽部2階大会堂  
東京都千代田区丸の内1-4-6  
電話（03）3281-1711（代）

報告：財政再建と消費税増税

午前10時15分～11時45分

報告者 政策研究大学院大学教授

〈敬称略〉

井堀利宏

= 報告要旨 =

アベノミクスでは、機動的な財政運営を実施しながら、同時に消費税の増税で財政再建を意図しているため、財政再建と機動的な財政運営との棲み分けをわかりにくくしている。2015年2月に内閣府が発表した中期財政展望の試算では、消費税率を2017年4月から10%に引き上げても、2020年に基礎的収支を均衡化させるという政府目標の達成は相当困難である。それを実現するには増税か歳出削減が求められる。

さらに、団塊の世代が70歳代後半から80歳を超えて医療費などの社会保障費が急激に増える2020年代半ばには、人口減少で高めの経済成長は期待できないため、消費税のもう1段の増税は回避できそうにない。財政規律が確立されなければ、消費税率20%でも財政健全化に足りない。たしかに、消費税の増税は家計や企業に負担増になる。経済活性化と両立しつつ財政健全化の道筋をつけるために、税制改革をどう進めるべきか、考えてみたい。

会長挨拶

午後1時30分～1時35分

〈敬称略〉

(株)東芝 相談役

西田 厚 聰

討論会：税制改革を巡る現状と課題

午後1時40分～3時40分

司 会：横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授

岩 崎 政 明

参加者：

(五十音順)

財務省主税局長

総務省自治税務局長

三井物産(株)執行役員(租研理事)

塩 谷 公 朗

慶應義塾大学経済学部教授

土 居 丈 朗

= 討論要旨 =

日本経済は、アベノミクスにより経済再生に向けて、着実に前進し、デフレからの脱却に目途がきつ々あります。

消費税率引き上げに伴う影響も和らぎ、個人消費は底堅く、雇用情勢は明確に改善を示し、企業の景況感は総じて良好な水準など、雇用、所得、支出の好循環が進展し、日本経済の持続的な回復が期待されています。

しかし一方では、急速に進展する少子高齢化による社会保障制度の継続性への懸念や巨額債務を抱える財政は、未だ、誠に厳しい状況下であり、受益と負担のアンバランスによる構造的問題は、依然として手つかずのままです。

「経済・財政再生計画」では、計画期間の当初3年間を「集中改革期間」として目安を設定し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を一体として取り組み、2020年度の財政健全化目標（国地方の基礎的財政収支を2020年度までに黒字化）を実現することとされています。特に、29年4月からの消費税引き上げの実施、さらに社会保障費の重点化、効率化、適正化をはじめとした思い切った歳出改革が強く求められています。このような状況で、「稼ぐ力」のある企業の法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革が進められています。

27年度から法人実効税率は、引き下げに着手され、その一方、課税ベースの拡大等として、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入制度の見直し、地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直し等が行われました。

今後とも、経済再生に寄与する観点から、成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了することとされています。

国際課税の分野においては、OECDの「税源浸食と利益移転」(BEPS)プロジェクトにおいて、国際課税原則の広範囲に及ぶ見直しが急速に進展しています。

平成27年度の税制改正においても、こうした動きに対応して、重要な税制改正が行われております。

今後の税制改革については、「経済・財政再生計画」において、「歳入改革」として、安定的な税収基盤を構築する観点から税体系全般にわたるオーバーホールを進め、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しをできるだけ早期に行い、具体的な制度設計の検討に着手することとされています。

このような重要な時期に、税制改革をめぐる多岐にわたる現状と諸課題について討論を行います。

第2日 平成27年9月17日（木曜日）

会場 日本工業倶楽部2階大会堂

報告：法人税の課税ベースと消費課税

午前10時15分～11時45分

〈敬称略〉

報告者 京都大学大学院法学研究科教授 岡村 忠生

= 報告要旨 =

法人税法は、「所得に対する法人税を課する。」（法税5条）と規定しています。法人税の課税ベースは所得であり、このことを前提に、配当益金不算入や配当控除の制度が設けられています。しかし、租税に関する経済理論は、法人税が、実は「消費」に対する課税を行っているのではないかという示唆を与えています。考えてみれば、法人税の所得計算から利子、支払給与、資産の償却などを変えれば、消費税とそれほどかけ離れた結果になることはありません。

報告では、このような理論を取り上げ、法

人税が「通常利益」に対する課税能力を持たないことを説明します。

そして、この考え方にに基づき、法人税を消費課税として再構成するものとしてACE（Allowance for Corporate Equity）などの抜本的法人税改革を捉えるとともに、所得課税としての法人税の再生を目指すBEIT（Business Enterprise Income Tax）を紹介します。

報告の最後では、間接税を用いた消費課税の意味を掘り下げたいと思います。



## 討論会：国際課税を巡る現状と課題

午後 1 時30分～ 3 時30分

〈敬称略〉

司 会：早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

渡 辺 裕 泰

参加者：

(五十音順)

財務省主税局参事官

早稲田大学大学院会計研究科教授

青 山 慶 二

新日鐵住金(株)財務部上席主幹

合 間 篤 史

一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

吉 村 政 穂

### = 討論要旨 =

経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も複雑化・多様化しており、このような経済社会の実態の変化に伴い、国際課税のあり方が課題となっています。

特に、近年グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により、税負担を軽減している問題が顕在化しています。

この問題に対処するため、OECDでは、「税源浸食と利益移転」(BEPS)プロジェクトを立ち上げ、「税源浸食と利益移転行動計画」を公表するとともに、G20などの国際会議において、税源浸食と利益移転に対処するための手法を策定し、必要な共同行動をとることが合意され、現在、15項目の行動計画について、平成27年12月までの期限を定めて精力的に作業が進められています。

日本では、平成26年度税制改正において、昭和30年代以来の国内法の「国際課税原則」

を変更する大改正が行われています。外国人等に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく国内法をOECDモデル租税条約2010年改訂後のPE帰属所得の算定方式の統一ルール(AOAルール)に沿った「帰属主義」に改正されました(注)。

さらに、平成27年度税制改正では、BEPSプロジェクトとの関連では、外国子会社配当益金不算入制度の見直し、国外転出をする場合の譲渡所得の特例制度の創設、非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備など、重要な税制改正が行われています。

そこで、日本における最近の国際課税の状況を概観し、G7、G20やOECDなどの国際会議や国際機関における議論の動向等を踏まえ、今後の激動する国際課税の課題と展望について討論を行います。

(注) 施行は、法人税は平成28年4月1日から開始する事業年度から、所得税は平成29年分の所得税から適用となります。

# 大阪大会

開催日 平成27年10月6日（火曜日）

会場 関電ビル内

関電会館4階5・6号

大阪市北区中之島3-6-16

電話 (06) 6441-6800 (代)

報告：租税回避論の現代的課題

午前10時15分～午前11時45分

〈敬称略〉

報告者 大阪大学大学院高等司法研究科教授 谷口 勢津夫

## = 報告要旨 =

「租税あるいは税法のあるところ必ず租税回避あり。」といってもよいほど、租税回避は税法の宿命的課題であるといえます。

租税回避を論ずる場合、その課題は、租税回避が成立するか否かといういわば「入口」の問題と、成立した租税回避をどのようにして否認するかといういわば「出口」の問題とに分けて、検討すべきです。

租税回避論の「入口」で検討すべきは、課税要件法の解釈適用としてどのようなものが許容されるかです。課税要件法の解釈適用を厳格に考えれば考えるほど、租税回避の成立

する範囲は広がるのに対して、緩やかに考えれば考えるほど、租税回避の成立する範囲は狭くなります。

他方、租税回避論の「出口」で検討すべきは、租税回避否認規定の立法及び解釈適用のあり方です。

立法のあり方については、BEPSでも問題とされている一般的否認規定の導入の是非が検討課題であり、解釈適用のあり方については、最近の裁判例では、目的論的解釈の許容範囲が、「入口」においてと同様、検討課題です。



副会長挨拶

午後1時30分～1時35分

日本生命保険相互会社相談役

宇野郁夫

討論会：税制改革を巡る現状と課題

午後1時40分～3時40分

司会：関西大学経済学部教授

林 宏 昭

参加者：

(五十音順)

財務省大臣官房審議官

総務省大臣官房審議官

関西学院大学経済学部教授

上 村 敏 之

大阪府立大学経済学部准教授

酒 井 貴 子

= 討論要旨 =

日本経済は、アベノミクスにより経済再生に向けて、着実に前進し、デフレからの脱却に目途がつつきつつあります。

消費税率引き上げに伴う影響も和らぎ、個人消費は底堅く、雇用情勢は明確に改善を示し、企業の景況感は総じて良好な水準など、雇用、所得、支出の好循環が進展し、日本経済の持続的な回復が期待されています。

しかし一方では、急速に進展する少子高齢化による社会保障制度の継続性への懸念や巨額債務を抱える財政は、未だ、誠に厳しい状況下であり、受益と負担のアンバランスによる構造的問題は、依然として手つかずのままです。

「経済・財政再生計画」では、計画期間の当初3年を「集中改革期間」として目安を設定し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を一体として取り組み、2020年度の財政健全化目標（国地方の基礎的財政収支を2020年度までに黒字化）を実現することとされています。

特に、29年4月からの消費税率引き上げの実施、さらに社会保障費の重点化、効率化、適正化をはじめとした思い切った歳出改革が強く求められています。

このような状況で、「稼ぐ力」のある企業の法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置

いた法人税改革が進められています。

27年度から法人実効税率は、引き下げに着手され、その一方、課税ベースの拡大等として、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入制度の見直し、地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直し等が行われました。

今後とも、経済再生に寄与する観点から、成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了することとされています。

国際課税の分野においては、OECDの「税源浸食と利益移転」(BEPS)プロジェクトにおいて、国際課税原則の広範囲に及ぶ見直しが急速に進展しています。

平成27年度の税制改正においても、こうした動きに対応して、重要な税制改正が行われております。

今後の税制改革については、「経済・財政再生計画」において、「歳入改革」として、安定的な税収基盤を構築する観点から税体系全般にわたるオーバーホールを進め、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しをできるだけ早期に行い、具体的な制度設計の検討に着手することとされています。

このような重要な時期に、税制改革をめぐる多岐にわたる現状と諸課題について討論を行います。

\*\*\*\*\*

(1) プログラムの内容は、都合により一部変更することもありますので、予めご了承ください。

なお、プログラムについて、ご意見、ご要望がございましたら、できるだけ早く、事務局あてにご連絡ください。

(2) ご出席希望者は、配席の都合上お手数ながら同封の「参加お申込み方法について」によりお申込み頂きますようお願いいたします。

平成27年8月

---

## 第67回租税研究大会

公益社団法人日本租税研究協会 事務局

〒100 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
-0005 新東京ビル2階241区

TEL (03) 6206-3945

FAX (03) 6206-3947

E-mail: j-tax-as@soken.or.jp

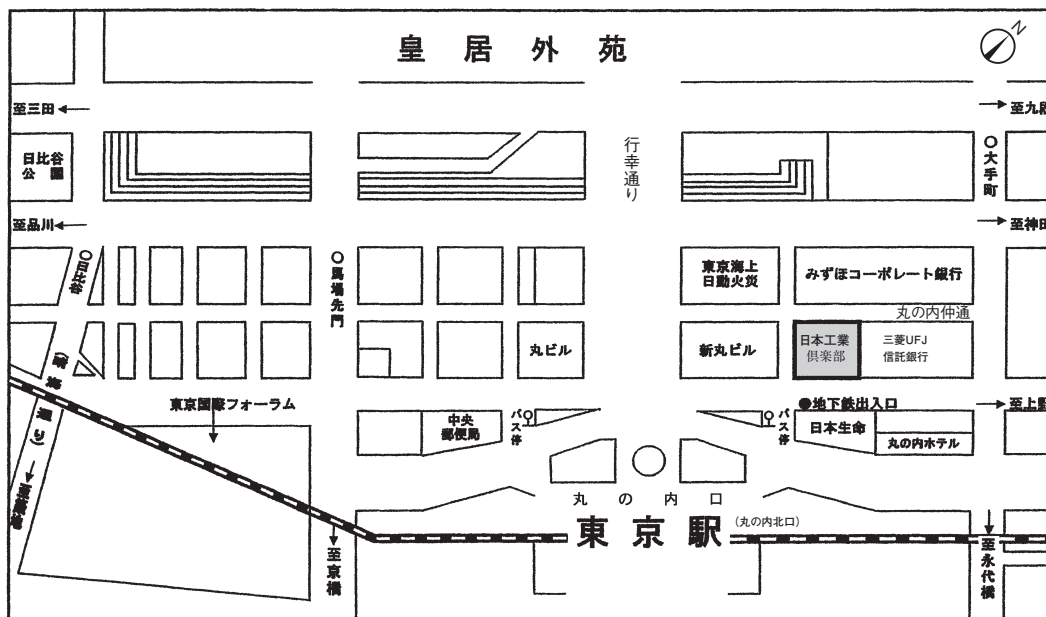
<http://www.soken.or.jp/>

---

## 東京大会会場ご案内図

日本工業倶楽部会館への道順

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目4番6号 (03) 3281-1711



1. JR東京駅丸の内北口、徒歩3分。
2. 地下鉄丸の内線東京駅下車、出口1大手町方面から徒歩1分。

## 大阪大会会場ご案内図

関電会館への道順

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関電ビルディング4階 電話 (06) 6441-6800 (代)



- ・JR大阪駅、阪神・阪急梅田駅下車、四つ橋筋を南へ約1km、渡辺橋を渡り西へ約300m (徒歩約15～20分)
- ・JR大阪駅より市バス53系統船津橋行で渡辺橋下車、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車、淀屋橋を渡り西へ約700m (徒歩約10分)
- ・地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車、4番出口に進み、朝日新聞ビルの出口を出て、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・「京阪中之島線渡辺橋駅下車、1番出口から堂島川沿い遊歩道を西へ約170m田蓑橋南詰交差点、筑前橋筋を南へ約110m (徒歩約4分)

